

人権café Vol.3



民医連新聞発行所 全日本民医連医療機関連合会 発行人 岸本 啓介 〒113-8465 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター7F TEL 03-5842-6451 FAX 03-5842-6460 URL https://www.min-iren.jp/ 監修/明日の自由を守る若手弁護士会

「健康で長生き」は人々の願いです。その実現は本来喜ばしいことなのに、高齢者が生きることには希望を持っていないような現実があまりにも多すぎます。貧困の拡大はもちろん、「孤独死」「孤立死」「介護心中」……。そうした人々の不安の原因は多分に、高齢者の人権を軽視し侵害するような社会保障削減の政治にあります。福祉が後退するたびに、「長生きは悪なのか」「年寄り早く死ぬということか」などの怒りの声が広がります。新型コロナウイルスの感染拡大と医療崩壊のなかで、「いのちの選別」が現実化しています。年齢に関わりなく、犠牲にしている命などありません。「いのちの平等」の意味を深めながら、高齢者の人権について考えましょう。

Welcome!



全日本民医連HPに
関連情報を掲載

シリーズ//



医療介護の現場で考える人権



私は、介護老人保健施設などの運営に携わっています。高齢になり、介護が必要となった時に、どこで誰と過ごすのかを決める時が必ず来ます。本人の希望を最大限尊重しなければならぬはずですが、現実には限界があります。介護施設では、「介護する側」と「介護される側」の関係が発生し、このパワーバランスは崩れません。「介護される側」からの視点で見ると、随分と人権を無視した状況が発生しているかもしれないね」と、職員間で相談しながら取り組んでいます。高齢者の生命や身体的な介護を扱い、ケアは閉鎖的な環境下で提供されることもあるため介護職の考え方に左右されやすい面もあります。また、転倒・誤嚥・徘徊…と「リスク」があふれています。「事故がなく安全なこと」をあまりに最優先しすぎて、本人の自由を、希望を奪ってはいないかを考えてみましょう。自分の行動は高齢者の人権を無視していいのでしょうか。



介護が必要となった時を考えてみよう 〜「高齢者の人権」と向き合う現場から

医療法人健友会(山形) 介護事業部長 土門 祐

AさんはALS(筋萎縮性側索硬化症)で嚥下能力の低下が著しい状態でしたが延命治療は望まず、自宅に退院しました。「ベスト状態ではなく、少しでも形が残っている物が食べたい」と希望があり、ヘルパーは医師に確認しながら、本人の好む食材や味付けで調理方法を工夫しました。意思表示や嚥下能力が低下していく中でも、本人の思いや希望を尊重できるように、写真付きのメニューを提示したり、舌でつぶせる硬さを追求。Aさんは、痛みと闘いながら「わがままに付き合ってくれてありがとう」と最期まで何とか食べようとしてくれました。自分の人生を自分らしく生きることが、わがままではなく当然の願いです。生きる気持ちを持ち続けることが出来たのは、Aさんらしさを受け止め、支援したヘルパーがいたからだと思っています。しかし、『自分らしく生きる』を支えるヘルパーなどの担い手不足は深刻です。介護保険制度の在り方と介護人材不足が、介護を必要とする方の人生に影響しています。



自分らしく生きることがわがままなのか 〜介護保険制度改悪による影響

千葉勤労者福祉会
ヘルパーステーションなのはな二和事業所
事業所所長 藤原 淳



人権基礎講座 3

国境を超える人権



Q.5

国際的な人権保障は
どう確立したのでしょうか?

第2次世界大戦後、人権は国内問題から国際問題に発展します。ファシズムや軍国主義が人々の人権をじゅうりんし、平和を破壊し、世界大戦に結びついたことから、「人権がなければ平和もない」という歴史の教訓を経て、「国際的な人権保障」という考え方が初めて登場することになりました。国連憲章(1945年)では国連の目的として、国際平和の維持とともに、「人種、性、言語または宗教による差別なく、すべての者のために人権および基本的自由を尊重するように助長奨励することについて、国際協力を達成すること」が明記されています。つまり、国際的な人権保障の出発点が国連憲章です。そしてこの憲章の精神を具体化し、人間として一人の例外もなく、どこにいても、誰にでも、いつでも尊ばれ、守られるべき権利について具体的にリストアップする作業が行われました。その結果1948年の国連総会で採択されたのが、世界人権宣言です。



Q.6

国際人権法の先がけは「世界人権宣言」と
言われますが、どんな内容ですか?

世界人権宣言は、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」(前文)を定めたものとして公布されました。国際的に保障されるべき人権の内容を初めて包括的に示した国際文書、いわば人権のガイドラインとして画期的な意義を持っています。宣言は大きく分けて自由権、参政権、社会権の3つの内容からなる、30の条文で構成されています。最初に第1条と第2条で、人権の基本的原則を掲げたうえで「人権café vol.1」(Q1参照)、第3〜20条で自由権(生命、身体の安全、財産権、表現の自由など)、第21条で参政権、第22〜27条で社会権(社会保障、労働、教育の権利など)を定めています。この宣言には法的拘束力はありませんが、国連憲章の具体化として国連総会で採択されたものである以上、すべての国連加盟国が守るべき基本的人権基準になっています。その後、宣言に掲げられた人権を各国が法的義務を負う形にするため、条約をつくる作業が続けられました。<つづく>



～高齢者の人権の国際的到達と日本高齢者人権宣言案～

高齢者の人権保障は すべての年齢への人権保障

愛媛大学教授 鈴木 静



感想はこちら

特集 高齢者の人権

紹介 日本高齢期運動連絡会(※3) 日本高齢者人権宣言(第一次草案)の項目

- I 基本原理 尊厳・独立・参加・ケア・自己実現
II 高齢者に保障される人権
1 年齢による差別の禁止
2 いのちと尊厳が守られる権利
3 自律的で独立した生活をおくる権利
4 社会に積極的かつ全面的に参加する権利
5 身体的自由と安全、暴力・虐待を受けない権利
6 残虐かつ非人道的な取り扱いをされない権利
7 自由に考え、信仰する権利
8 表現の自由、言論の自由、情報にアクセスする権利
9 プライバシーと名誉が守られる権利
10 十分な生活水準への権利、社会保障の権利
11 最高水準の健康を享受する権利
12 長期ケアをうける権利
13 労働権(労働にみあった待遇と報酬を受けるなど)
14 学習する権利(生涯にわたり発達する権利)
15 文化および科学の成果を享受する権利
16 レクリエーション、余暇、スポーツの権利
17 居住の権利、健康的な環境についての権利
18 交通権、移動の自由、建物等へのアクセス権
19 財産権(自分の財産を保持し、使用する権利)
20 政治参加、行政参加、司法参加、社会参加の権利
21 団体を結成し、活動する権利
22 災害や緊急事態における権利
23 審査請求や裁判を受ける権利
III 国・自治体・企業の責任
IV 人権保障にむけた不断の努力義務

(※3)日本高齢期運動連絡会は、「まちから村からの連帯で一人ぼっちの高齢者をなくそう」を合言葉に高齢者が幸せに暮らすために地域と社会を変えることをめざしています。1987年に第一回日本高齢者大会が開催されました。

日本高齢期運動連絡会HP(第一次草案を掲載)



国連の動き 高齢者人権条約の策定へ

2021年のいま、国連は、高齢者の人権保障を具体化するため、高齢者人権条約を作ろうとしています。とりわけ昨年からコロナ禍による高齢者への人権侵害の深刻さを重く捉えているためです。

国連では、1980年代から高齢化と高齢者の取組みを本格的に開始しました。2002年の高齢化世界会議でコフィー・アナン元国連事務総長は、「アフリカでは、高齢者が1人亡くなると、図書館が1つ消えるといえます」と演説。世界中の地域でもこれは真実であり、高齢者が過去と現在、未来を結ぶ仲介者であり、その知恵と経験は社会にとってかけがえのない宝と強調しました。

そして、マドリッド政治宣言とマドリッド国際行動計画が策定され、高齢者の人権を守る枠組みと、「すべての年齢の人々のための社会を目指して」という壮大なビジョンを示しました。同計画が、国連が策定中の人権条約のベースになっています。

年齢による差別を禁止

2010年代からは「高齢化に関する作業部会」が開催され、高齢者人権条約づくりの機運が高まり、議論が深められています。

高齢者は、高齢を理由として他の年代から差別されないことと、高齢に伴う固有のニーズが保障されることが必要です。例えば、長期ケアを受ける権利や居住の権利、社会保障を受ける権利です。長期ケアとは、日本の介護保険の「介護」よりも広く、看護や医療、他者からの世話を受けることを意味します。どこで誰と住んでも、経済状況がどう

であろうと、適切なケアが継続性をもって受けられることが大事です。

ご紹介したいのは、「高齢者の人権保障に関する米州条約」です(※1)。年齢による差別を禁止、高齢者が自己決定し、自律的で独立した生活を送ることを可能にする仕組みへのアクセスを権利として認めています。留意すべきは、締約国に求められるのは、その「仕組み」であり、日本の介護保険のように「高齢者に対し」自立を求めるものではないことです。

また、高齢者が権利侵害を受けやすい分野である暴力や虐待の防止と対応、インフォームド・コンセント、長期ケア、健康権を明文化しています。そして、締約国に権利侵害の防止策や積極的措置の策定、実施を明記しています。

「いのちの選別」という人権侵害

コロナ禍で国連は、世界中の高齢者の人権侵害に大きな懸念を示しています。2020年5月には、事務総長名で政策概要「新型コロナウイルス感染症の高齢者への影響」を公表し4つのキーワードを発信。その一つは、生命と健康に対する差別への懸念で、高齢のみを理由とし医学的根拠なく行われるトリアージの実施に強い警戒を示しています。

非常時に、いのちの選別が迫られることは歴史的に繰り返されてきたことです。国連はコロナ禍で明らかになった高齢者の人権侵害は、実はコロナ禍以前から潜在化していたと認識しています。そのため、新たな法的枠組みや国際人権条約の必要性を強調しています。



日本で高齢者人権宣言をつくる取組み

残念ながら日本の高齢者に関する政策には、国際的な人権保障の水準や議論が反映されていません。到底言えません。この現状を変えようと、国内では日本高齢期運動連絡会が「日本高齢者人権宣言(第一次草案)」を検討しています。1988年の日本高齢者憲章を見直し、国際的な人権保障を反映させて2022年度の完成を目指しています。

高齢者自身が議論に参加することを重視。基本原理は、「高齢者のための国連原則(1991年)に掲げられた5つの原理、①尊厳、②独立、③参加、④ケア、⑤自己実現です。『他の年代の人々と平等に』あらゆる権利の保障、『固有のニーズ』に応じた権利保障が貫かれ、具体的には、表のように複合的な権利が盛り込まれています。

また、高齢者の人権保障の「最終的な義務」は国にあることを明確にし、高齢者自身の決意表明として、人権の実現と促進に向けた「不断の努力義務」を掲げています(※2)。高齢者の人権保障を徹底することは、すべての年齢の人々への普遍的な人権保障を実現し、社会を豊かに発展させることにつながるとうたわれています。

(※1)米州機構は、アメリカ、カナダ、全中南米諸国(全35か国)からなる汎米国際機関。米州というエリア限定なので地域条約と呼ばれます。

(※2)「基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果(97条)」「国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない(12条と定める日本国憲法に基づく)。

ココもチェック

- ✓ コロナ禍における高齢者の人権について考えてみましょう。
✓ 介護保険制度や75歳以上窓口負担2割化などを通して感じていることを出し合ってみましょう。
✓ 北欧などすすんだ国の高齢者施策を調べてみましょう。



リーガル・アイ

一票の価値は?

今では、身分や性別にかかわらず投票できる選挙(男女普通選挙)で自分達の政治的代表的を決められるのが当たり前です。しかし、これは人類の歴史上、つい最近まで当たり前ではありませんでした。このことは皆さん学校で習ったかと思えます。

また、過去にはたくさん納税した人ほど一票の価値が高くなる等級選挙制というものが日本やドイツで一部導入されていたこともあったそうです。これでは、お金持ちが自分たちに有利な政治を作ってしまうので、格差が広がるばかりですね。

このように、色々とおかしな選挙制度を乗り越えて今の制度が作られたわけですが。しかし、男女普通選挙が実現した現在においても、公平な選挙が実現したとはいえない重大な問題が残っています。それは「一票の格差」の問題です。簡単にいうと、五千人で一人の議員を選出する選挙区の有権者の一票は、一万人で一人の議員を選出する選挙区の有権者の一票の、二倍の価値を持っているという問題です。最近でも、衆参両院の国政選挙においては、最大二倍から三倍の一票の格差があります。これは、ある人がある人の二・三倍投票できるのと変わりがありません。今の日本でも一人一票という選挙の基本が実現されたとはいえないのです。

そのうえ世の中には「自分一人が投票しても何も変わらない」と言って投票しない人もいますが、あなたの一票が大事であることに変わりはありません。良い例をご紹介します。二〇一九年の統一地方選挙においては、神奈川県相模原市議選で、共産党候補と無所属候補が同数得票となり、クジにより前者が当選したということがありました。実は、こういったことは珍しくなく、なかには按分票(例えば、佐藤姓の候補者が2名いる場合に、「佐藤」とだけ記載された票について、0.5票ずつ分けること)の存在により一票未満の差で決着した例もあります。

あなたの一票を無駄にしないでください。

あすわか弁護士 片木翔一郎



高齢化世界会議

高齢者の人権保障に関する米州条約

検索